令和２年１月６日に
市税事務所を開設します

令和元年１２月１２日　市長定例記者会見

財政局　税務部　税制課

財政局　債権整理推進部　収納対策課

市税事務所とは

課税課・収納課

西 NISHI 区

北 KITA 区

大宮 OMIYA 区

見沼 MINUMA 区

岩槻 IWATSUKI 区

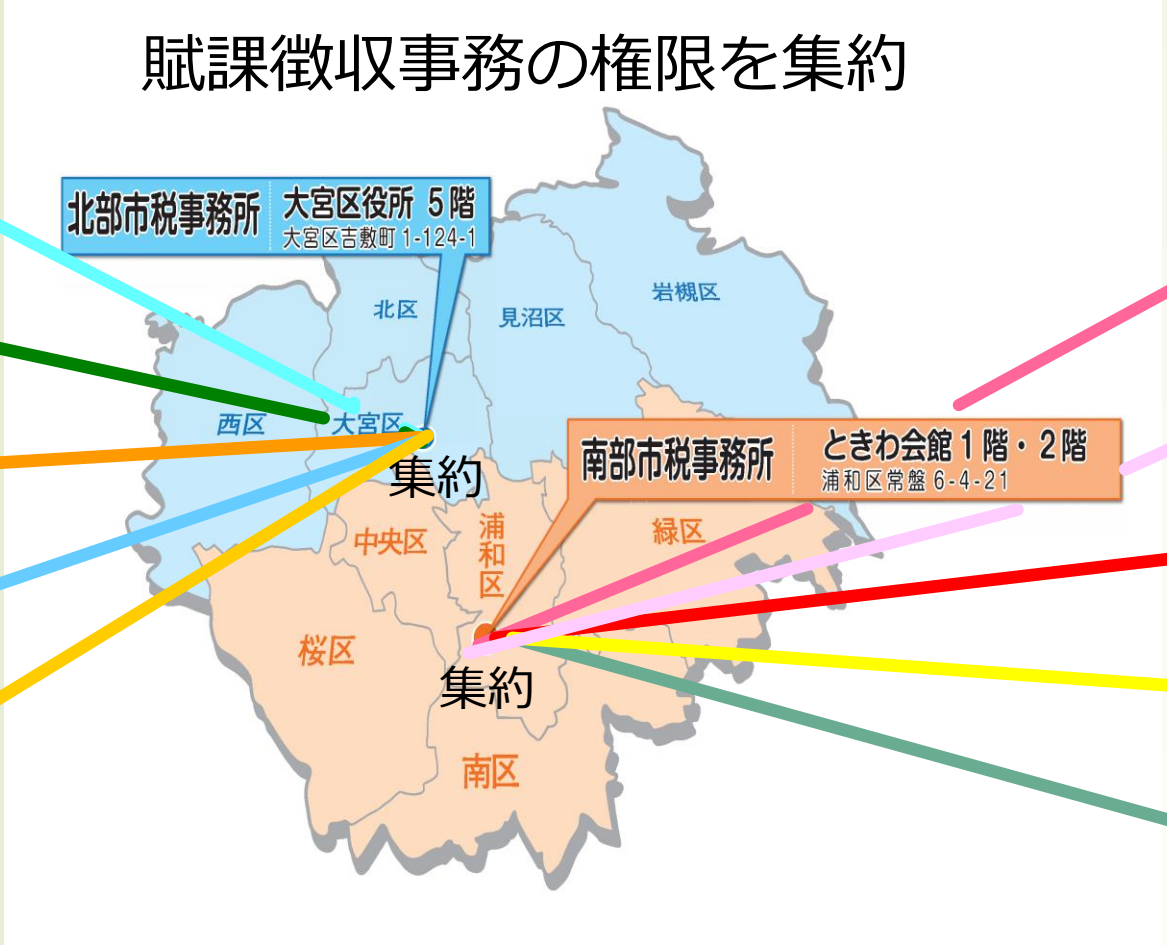

課税課・収納課

中央 CHUO 区

桜 SAKURA 区

浦和 URAWA 区

南 MINAMI 区

緑 MIDORI 区

市税事務所の体制

北部市税事務所

- 個人課税課
- 法人課税課
- 資産課税課
- 納税調査課
- 納税課

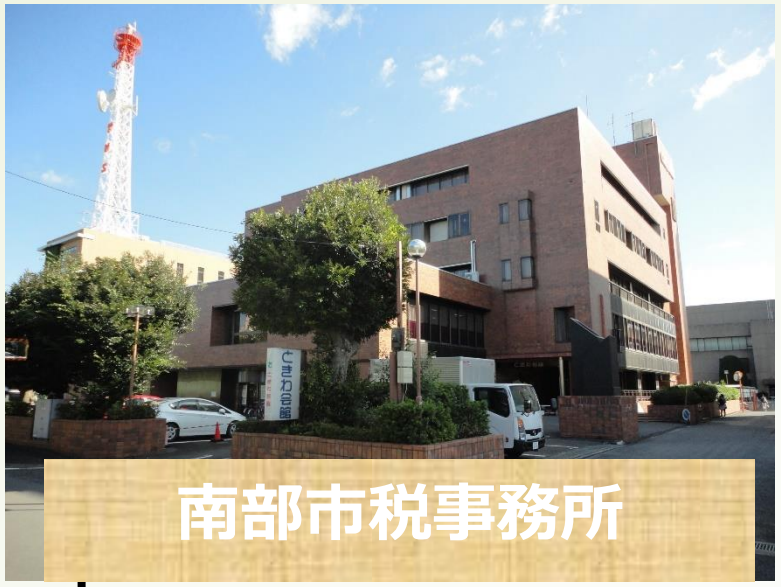

南部市税事務所

- 個人課税課
- 資産課税課
- 納税調査課
- 納税課

他政令指定都市の開設状況

市税事務所開設の必要性

現状の課題

1　人口当たりの税務職員数が政令指定都市（20市）で最も少ない

本庁と１０区役所に職員が分散し、事務が非効率

2　収納率が政令指定都市中１４位と低い（平成30年度）

3　賦課の繁忙期には、特定の職員に超勤時間が集中してしまう

市税事務所開設による効果

1　人口あたりの税務職員が指定都市で最も少なく、職員が分散している

- 人員を集約することで、スケールメリットを活かした効率的な事務が可能となる
- 職員の育成・知識の継承が充分に実施でき、個々の職員の資質が向上する

2　収納率が指定都市中１４位と低い

- 高額滞納事案に対し、徹底した調査と高度の手法を専門に実施するチームを編成する
- 賦課部門との連携強化により、大規模な滞納整理を実施できる。

3　賦課の繁忙期には、特定の職員に超勤時間が集中してしまう

- 指揮命令系統が一本化し、繁忙期の異なる税目間での協力体制が可能となる。
- 他税目を事務支援することで、税の知識を深めることができる。

事務支援の必要性

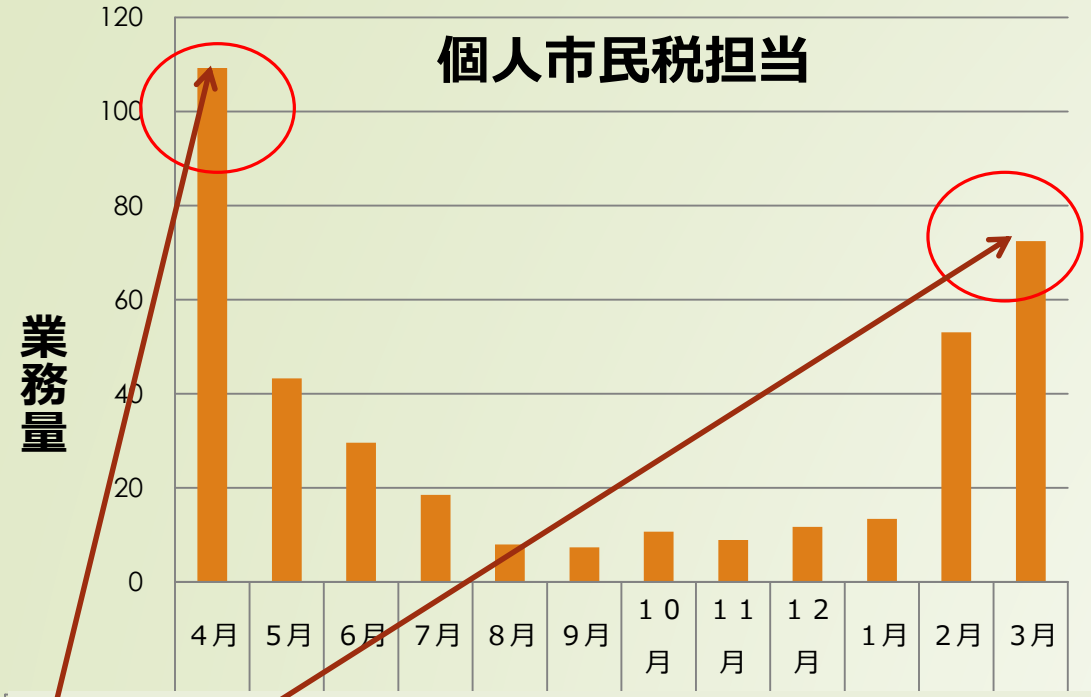

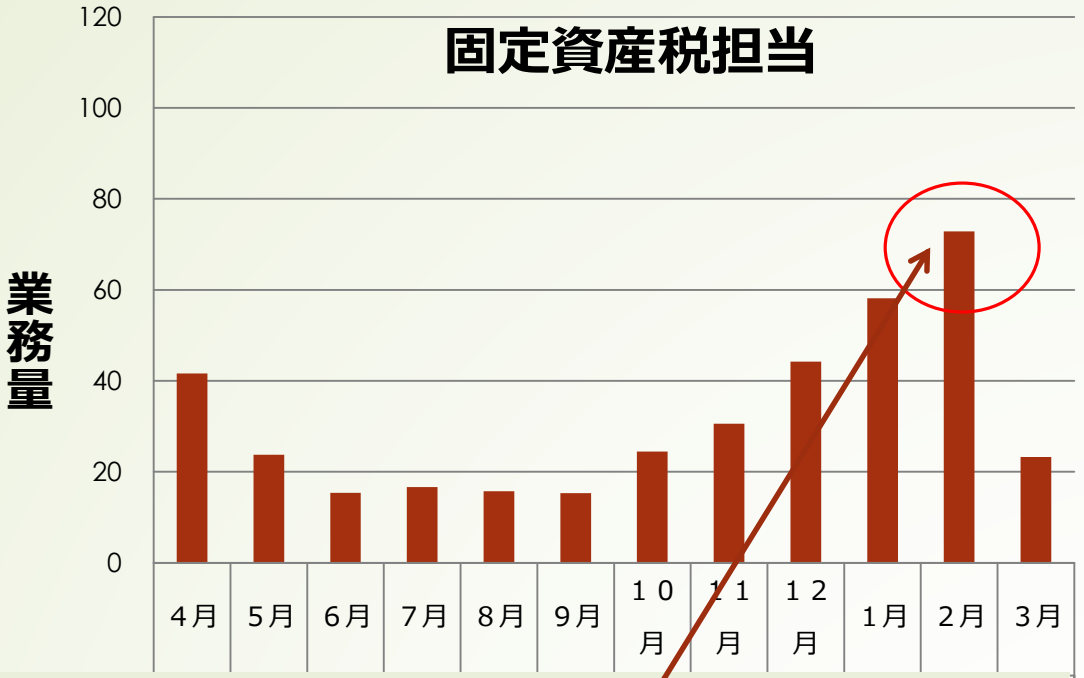

2月中旬から申告受付が始まり、申告終了後の賦課作業が大量の業務量となっている。

１月１日時点の賦課を２月末までに処理する必要があるため、業務量のピークとなっている。

働き方改革の推進

働き方改革関連法の施行に伴い、本市税務行政においても法の主旨を遵守すべく2020年１月の市税事務所開設を契機として、集約による効果を最大限に生かす。

①事務支援により、賦課の繁忙期の軽減

②スケールメリットを活かし、同様の事務を一元的に処理

③お互いの事務を理解することにより、職員の協力体制を構築

↓

ＷＬＢの積極的促進

区役所での窓口サービス

１０区に市税の窓口を設置

市税の窓口業務　①市税の証明交付　②原動機付自転車等の登録・廃車
③納付の受付　**④市税事務所と連携（高度な税知識が必要な相談）**

北部市税事務所

南部市税事務所

ＩＣＴを活用したＷＥＢ会議システム

西 NISHI 区　北 KITA 区　大宮 OMIYA 区　見沼 MINUMA 区　岩槻 IWATSUKI 区

市民税・固定資産税・納税各担当が派遣

中央 CHUO 区　桜 SAKURA 区　浦和 URAWA 区　南 MINAMI 区　緑 MIDORI 区

ＷＥＢ会議システムを導入します！！

侵入不可

職員

閉域接続

来庁者

- 市民の方が来庁したいずれの市税の窓口でも、市税事務所と同様な環境を実現する。
- 市税事務所にある台帳や図面を画面上に映し出して説明できる。

Ｗｅｂ会議システム利活用

自席で会議

災害時の現場調査

市税事務所開設後　未来創造図（５年後）

事務の効率化

人員削減
時間外勤務削減
市税収入額の増加
収納率の向上
ＷＥＢ会議システム
ＡＩの活用

人財育成

税務人財育成指針
税目横断知識の拡充
災害調査職員の増加

ＷＬＢ

繁忙期の緩和
多様な働き方の促進
年休・産休・育休・
介護休暇の取得

市民満足度の向上